

主な変更箇所

改定後	改定前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (会員)</p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。)を使用して、本規約にもとづくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング利用(第22条に定めるものをいう。以下同じ。)、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。)ならびに第4条の2第4項に定めるWEBサービス等、第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む。以下同じ。)をおこなう一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第44条第2項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申出るものとします。本会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (会員)</p> <p>3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第1項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。)を使用して、本規約にもとづくカード利用(第3章(ショッピング利用、金融サービス)に定めるショッピング利用(第22条に定めるものをいう。以下同じ。)、キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払い(以下併せて「金融サービス」という。)ならびに第5条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用または金融サービスの利用等をする行為を含む以下同じ。)をおこなう一切の権限(以下「本代理権」という。)を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第44条第2項所定の方法により家族会員によるカード利用の中止を申出るものとします。本会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。</p>
<p>第2条 (カードの貸与およびカードの管理)</p> <p>1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。また、会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄(サインパネル)がある場合は、直ちに自己の署名をおこなわなければ</p>	<p>第2条 (カードの貸与およびカードの管理)</p> <p>1. 当行は、会員本人に対し、両社が発行するクレジットカード(以下「カード」という。)を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード(以下「ICカード」という。)を含みます。会員は、カード(ただし、署名欄(サインパネル)が設けられていないカードを除く。)を貸与されたときに直ちに当該カード</p>

主な変更箇所

改定後	改定前
<p>ばなりません。</p>	<p>の所定欄に自己の署名をおこなわなければなりません。</p>
<p>第4条の2 (WEB サービス等)</p> <p>1. 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定の WEB サービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス(インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスをいう。)である「J/Secure (TM)」(以下、併せて「MyJCB 等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB 等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB 等を利用する必要はありません。</p>	
<p>2. MyJCB 等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB 利用者規定」および「J/Secure (TM) 利用者規定」が適用されるものとします。</p>	
<p>3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。</p>	
<p>4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、MyJCB 等以外の WEB サービス(「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB 等とその他の WEB サービスとを併せて「WEB サービス等」という。)の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEB サービス等のうち一部の機能を利用することができません。</p>	
<p>5. 会員は、Eメールアドレスもしくは携帯電</p>	

主な変更箇所

改定後	改定前
<p>話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら（ただし、家族会員はEメールアドレスのみに限る。）を届け出るものとし、両社、JCBまたは当行から送信されるEメールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。</p>	
<p>6. 会員は、両社に届け出たEメールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ちに両社所定の届出を行うものとします。</p>	
<p>7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。</p>	
<p>第5条（付帯サービス等） <削除></p>	<p>第5条（付帯サービス等） 4. 会員は、当行が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEBサービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことによりWEBサービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEBサービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時または入会后遅滞なく、当行が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJチェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するよう努めるものとします。</p>
<p>4. 当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>	<p>5. 当行、JCBまたはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCBまたはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>
<p>第6条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします。（なお、各年にお</p>	<p>第6条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期限月」という。）の末日</p>

主な変更箇所

改定後	改定前
<p>ける当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。）</p>	<p>までとします。</p>
<p>第8条（年会費）</p> <p>1. 本会員は、有効期限月の3か月後の月の第33条に定める約定支払日（ただし入会后最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）に当行に対し、当行が通知または公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。</p> <p>2. 第1項の年会費は、当行が会員に対して3か月前までに通知または公表することで、変更できるものとします。</p>	<p>第8条（年会費）</p> <p>本会員は、有効期限月の3か月後の月の第33条に定める約定支払日（ただし入会后最初の年会費については、有効期限月の翌月の約定支払日）に当行に対し、当行が通知または公表する年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。ただし、年会費が当該約定支払日に支払われなかった場合には、翌月以降の約定支払日に請求されることがあります。なお、当行またはJCBの責に帰すべき事由によらない退会または会員資格を喪失した場合、すでにお支払い済みの年会費はお返ししません。</p>
<p>第9条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、お支払い口座（第33条に定めるものをいう。）、カードの暗証番号、家族会員、国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p>	<p>第9条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員が両社に届出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、お支払い口座（第33条に定めるものをいう。）、カードの暗証番号、家族会員等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</p>
<p>第2章 個人情報の取扱い</p>	<p>第2章 個人情報の取扱い</p>
<p>第13条（個人情報の収集、保有、利用、預託）</p> <p>3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下</p>	<p>第13条（個人情報の収集、保有、利用、預託）</p> <p>3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下</p>

主な変更箇所

改定後	改定前
<p>「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します(共同利用会社および利用目的は、次のホームページにて確認できます。https://www.jcb.co.jp/r/riyou/)。なお、本項にもとづく共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>	<p>「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)。なお、本項にもとづく共同利用にかかる個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。</p>
<p>第3章 ショッピング利用、金融サービス</p>	<p>第3章 ショッピング利用、金融サービス</p>
<p>第22条 (ショッピングの利用を行う目的・利用方法) 2. 会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、JCB所定の方法によりカードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</p>	<p>第22条 (ショッピングの利用を行う目的・利用方法) 2. 会員は加盟店の店頭(自動精算機の場合を含む。)において、JCB所定の方法によりカードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりショッピング利用を行うことができます。なお、売上票への署名または加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、ショッピング利用ができることがあります。</p>
<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。</p>	<p>3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくはJ/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、ショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。</p>

主な変更箇所

改定後	改定前
<p>4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、あらかじめ会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）をおこない、残額（暗証番号入力等をおこなった後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。</p>	<p>4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、あらかじめ会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、ショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等をおこない、残額（署名等をおこなった後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。</p>
<p>7. (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p>	<p>7. (4)ショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコードまたは J/Secure(TM)利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。</p>
<p>第 24 条（ショッピング利用代金の支払区分） 2. 第 1 項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング 1 回払いのみの指定となります。</p>	<p>第 24 条（ショッピング利用代金の支払区分） 2. 第 1 項にかかわらず、当行が認めた場合、会員は、以下の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をショッピングリボ払い、ショッピング分割払いまたはショッピングスキップ払いに指定することができます。会員は、当該サービスに関する規定・特約等がある場合はそれに従うものとします。ただし、いずれの場合でも、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他当行が指定するものについては、以下の方式による支払区分の指定を行うことはできず、ショッピング 1 回払いのみの指定となります。</p>
<p>第 4 章 お支払い方法その他</p>	<p>第 4 章 お支払い方法その他</p>
<p>第 34 条（明細） 1. 当行は、「MyJ チェック」の登録を行った本</p>	<p>第 34 条（明細） 1. 当行は、「MyJCB」および「MyJ チェック」</p>

主な変更箇所

改定後	改定前
<p>会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第24条第2項(2)にもとづく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p>	<p>の登録を行った本会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を電磁的記録の提供の方法によって通知します。当行は明細の内容が確定した後速やかに（なお、第24条第2項(2)にもとづく利用内容の変更等がなされた場合には、当該変更後速やかに）、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を本会員が届け出たEメールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が0円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。</p>
<p>2. 当行は本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を书面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月の約定支払日に（ただし、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p>	<p>2. 当行は本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJCB」および「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を书面化したものをいう。以下同じ。）を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料（以下「明細手数料」という。）として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月の約定支払日に（ただし、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。）支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表ま</p>

主な変更箇所

改定後	改定前
	たは通知します。
第 39 条の 2 (取引の制限等)	第 39 条の 2 (取引の制限等)
(5) 会員が在留期間 (出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。) の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合	
(6) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合	(5) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合
第 44 条 (会員資格の喪失)	第 44 条 (会員資格の喪失)
1. 会員 ((5) または (10) のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が (1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(11)、(12)、(16)、(17)、(18) のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14) (19) においては当然に、(2) においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(7)、(8) (16)、(17)、(18) においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約にもとづき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めにしたがい支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。	1. 会員 ((5) または (10) のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が (1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(11)、(12)、(16)、(17)、(18) のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14) においては当然に、(2) においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(7)、(8) (16)、(17)、(18) においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約にもとづき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めにしたがい支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
(19) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。	

主な変更箇所

改定後	改定前
第 47 条（費用の負担）	第 47 条（費用の負担）
<p>1. 本会員は、金融機関等にて振込みにより支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約にもとづく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約にもとづく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p> <p>2. 本会員が約定支払日に約定支払額を支払わなかった場合には、当行と本会員との間の精算のために当行に追加的に生じる事務に要する費用（再振替費用、事務処理費用、通信費等）の一部として、当行または JCB が公表する金額を会員は負担するものとし、本会員は当行の請求に基づき、当該金員を第 33 条に定める方法により当行に対して支払うものとします。</p>	<p>本会員は、金融機関等にて振込みにより支払う場合の金融機関等所定の振込手数料その他本規約にもとづく債務の支払いに際して発生する各種取扱手数料、本規約にもとづく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課、および当行が債権の保全実行のために要した費用を負担するものとします。</p>
附則	
<p>第 4 条の 2 第 1 項に基づき、会員が 2025 年 2 月 28 日までに、自ら「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録を行っていない場合、両社は、同日以降、当該会員につき、順次 MyJCB 等の登録を行います。</p>	
【スマリボ特約】	【スマリボ特約】
第 4 条（本サービスの内容）	第 4 条（本サービスの内容）
<p>(1) 利用者が会員規約第 22 条（ショッピングの利用を行う目的・利用方法）および第 24 条第 1 項にもとづくショッピング利用をするに当たり、ショッピング 1 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、一部の加盟店の利用、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの（JCB のホームページ等で公表します。）の支払区分はショッピング 1 回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショッピ</p>	<p>(1) 利用者が会員規約第 22 条（ショッピングの利用を行う目的・利用方法）および第 24 条第 1 項にもとづくショッピング利用をするに当たり、ショッピング 1 回払いを指定した場合、当該ショッピング利用の支払区分は、原則として全てショッピングリボ払いとなります。ただし、一部の電子マネーの入金、カードの付帯サービス料金その他両社が指定するもの（JCB のホームページ等で公表します。）の支払区分はショッピング 1 回払いとなります。なお、利用者がショッピング利用をするに当たり、ショ</p>

主な変更箇所

改定後	改定前
ング 1 回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。	ピング 1 回払い以外の支払区分を指定した場合、本サービスの適用は受けません。
MyJCB 利用者規定 新規追加 (添付ファイル①)	MyJCB 利用者規定
MyJ チェック利用者規定 新規追加 (添付ファイル②)	MyJ チェック利用者規定
J/Secure (TM) 利用者規定 新規追加 (添付ファイル③)	J/Secure (TM) 利用者規定
MyJCB アプリ利用者規定 新規追加 (添付ファイル④)	MyJCB アプリ利用者規定

<加盟個人信用情報機関>

(途中省略)

<改定後>

- 各加盟個人信用情報機関と提携する提携個人信用情報機関は、以下の表のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC

<改定前>

- 各加盟個人信用情報機関と提携する提携個人信用情報機関は、以下の表のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*
全国銀行個人信用情報センター	CIC、JICC	*

*提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。